

【事業所における自己評価結果（公表）】

公表：令和6年1月20日

事業所名 児童発達支援事業所「ころころ」

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6			
	② 職員の配置数は適切である	6			・職員の入れ替わりが多かった為保護者や利用児に動揺があったと思います。安定した職員配置ができるよう心がけていきます。
	③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6		・個人マーク、トイレ、玩具収納を明確にしています。	
	④ 生活空間は、清潔で心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間になっている	6		・体を動かせるホール・机上で取り組める居室と活動ごとに分けています。	
業務改善	⑤ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6		・一日の振り返りを現場職員、調理職員としています。	・年度末に各自目標設定と振り返りを行っています。面談前に個々のアセスメントを行い定期的に見直しを行っています。
	⑥ 保護者向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6		・年1回実施しています。	・評価表で保護者の意見が大変参考になり励みになります。
	⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所としての自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を事業所の会報やホームページ等で公開している	6		・年1回実施しています。	・毎年1月にHPで公開しています。自身の支援を振り返る機会とさせていただいています。
	⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	5	1	・第三者による外部評価は行っていませんが、年1回職員への事業所評価を行っています。	
	⑨ 職員の資質の向上を行うために研修の機会を確保している	6		・法人研修、園内研修、発達学習会（月1回）を行っています。	
	⑩ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			
	⑪ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6			

適切な支援の提供	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援がガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で具体的な支援内容が設定されている	6		・子どもを地域の中で育ちあうことを目標に、どんぐり保育園や併行通園先と連携して子どもの育ちに貢献していきます。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6		
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	6	・会議や振り返り時に活動内容を検討しています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないように工夫している	6	・その日の利用児の状況によって臨機応変に変えたり季節を感じる遊びや楽しめるプログラムを取り入れています。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせで児童発達支援計画を作成している	6		
	⑰	支援開始前には職員間で打ち合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6	・毎朝8：30～打ち合わせを行っています。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している	6	・毎日振り返りを行っています。その日の子どもについて気付いた事、出来た事、保護者からの話を共有しています。	
	⑳	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6	・日々日報を書き、ケースごとに記録を取っています。	
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6	・心理士さんとZOOMで会議を行ったり、訪問していただき支援方法を教授していただいています。	・今後も連携を取り利用児の支援に活かしていきたいです。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6		・今後も連携を取り利用児の支援に活かしていきたいです。
	㉓	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6	・併行通園児の園に訪問に行き情報を共有しています。	
	㉔	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6	・浜松市のかげしシートを介して学校の先生と情報提供をしています。	
	㉕	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6	・研修に参加させていただいています。	
	㉖	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や障害のない子どもと活動する機会がある	6	・どんぐり保育園児と月1回誕生会や交流を適宜行っています。	
	㉗	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6	・東区子ども部会アセスメントツール検討会や自立支援協議会の研修会へ参加しています。	
	㉘	日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6	・面談や送迎時や喫茶ところを開催して話す場を設けています。	

保護者への説明責任等	②9	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	6	・月1回のあいあいにて親同士話し合う時間や年に1度講師による講習会を行っています。	・今年は内山敏氏に講演をしていただき、保護者と懇談もしていただけ大変有意義でした。
	③0	運営規定、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6	・契約時に説明しています。	
	③1	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6	・個別支援計画面談を保護者と担当者として行っている。担当から子どもの姿をより具体的に話すことで保護者に成長の様子を伝えられることが出来ています。	
	③2	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6	・面談時や送迎時に保護者の方の話を聞いています。。	
	③3	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	6	・今年度もころころ親の会で3名の保護者に役員をお願いしました。	・役員さんより連携を取り保護者会行事や親睦会を行っていただけることを目指しています。
	③4	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6	・その都度受けたり、喫茶ところを開き予約を受け付けて話が出る窓口を設けています。	
	③5	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6	・毎月ころころだよりを発行して活動内容や役立つ情報などを発信しています。	
	③6	個人情報の取り扱いに十分注意している	6	・十分注意しています。	
非常時等の対応	③7	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6	・視覚的に連絡ノートやお便りや掲示板にお知らせをし、お会いした時に口頭で大切なことを伝えています。。	
	③8	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	6	・11月のころころバザーではOB、どんぐり保育園職員、近隣の方などたくさんの方に来てもらう機会を設けました。	
	③9	緊急対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6	・各指導室にマニュアルを常置してあり、契約時に保護者へ周知しています。	・感染症対応、防犯対応を強化し職員間で訓練、対応の徹底を行っています。
	④0	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6	・毎月避難訓練を行っています。水と非常食を必要分常備しています。浸水、不審者対応も行なっています。	
	④1	事前に服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	6	・投薬がある際には職員間で声をかけ合い確認しています。	
	④2	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6	・書面に記し会議で職員間で対策を共有しています。ヒヤリハット・事故・通院は記録を取り虐待防止委員会で報告をしています。	
	④3	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応している	6	・年に一度虐待防止チェックリストを各職員に行っている。虐待防止委員会を年1回行っています。	・虐待防止マニュアルを職員へ周知し、小さな虐待の芽を職員同士で気づいて改善していくようにしています。
	④4	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得たうえで児童発達支援計画に記載している	6	・命や身体の損傷などの危険に晒される恐れがある際に、身体拘束を行う場合がある事を運営規定に定め契約時に説明をしています。	